



出張報告書

令和 8 年 1 月 19 日

尼崎市議会議長 様

会 派 名 無所属
 代表者氏名 やはたオカン
 出張者氏名 やはたオカン

このたび、出張しましたので、次のとおり報告します。

- 出張期間 令和 8 年 1 月 15 日から令和 8 年 1 月 15 日まで
- 結果の概要

用務先 泉大津市	報告事項 (この欄には要点を箇条書きにし詳細事項がある場合は別紙添付) 1 暮らしやすい地域作り推進事業(合理的配慮提供の補助) 2 新型コロナワクチン健康被害支援金 3 4 5
添付書類 <input type="checkbox"/> 出張報告書 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	備考

- 3 届出事項の変更等 なし あり (内容は裏面に記載)

旅費の精算

精算額は、令和 7 年 12 月 8 日届け出た額 (1,660 円) と同一額である。

届出事項の変更等により、別途精算する。(精算額は裏面に記載)

(裏面)

届出事項の変更等の内容

変更等の事項と理由

支 出 額	
精 算 額	
支出 差引 額 戻入	

変更前と後の日程

	月	日	日	日	日	日	日
前 発着地							
後							
前 経 路							
後							
前 用務先							
後							
前 宿泊先							
後							

出張報告書

尼崎市議会議員 *やまたおかん*

日時：令和8年1月15日 13:00～15:00

会場：泉大津市役所 5階 第3会議室

項目：暮らしやすい地域づくり推進事業

新型コロナワクチン健康被害支援金

説明者：保険福祉部障がい福祉課 参事

健康こども部健康づくり課 課長

【概要】

暮らしやすい地域づくり推進事業

1. 事業開始の背景

- ① コロナ禍における障がい者の外出状況への影響
- ② 差別解消法改正による社会的障壁除去と「合理的配慮の提供」の理解啓発の必要性
- ③ 障がい者への合理的配慮提供を促進するため、事業所支援の必要性
- ④ 「合理的配慮」という言葉を知らない市民が約7割

2. 事業のねらい

- ① 障がい者への理解啓発
- ② 物理的・心理的バリアの解消
- ③ 合理的配慮の提供促進
- ④ 官民連携・市民共創による「暮らしやすい泉大津市」の構築

3. 事業概要

- (1) 目的：差別解消法に基づき、事業者が合理的配慮を提供しやすくする支援
- (2) 対象：市内の飲食、物販、医療等、不特定多数が利用する事業所や店舗
- (3) 対象経費と助成上限額
 - ① コミュニケーションツール作成費：5万円
 - ② 物品購入費：10万円
 - ③ 工事施工費：20万円

【最大津市助成事業】すべての人が利用しやすいお店を作ろう！！

暮らしやすい地域づくり推進事業

考えて、想像して
楽しいまちづくり

障がいのある人、高齢者が
「合理的配慮の提供」で
お店へ、まちにやすくなる。
配慮ができる環境づくりに要する費用を助成しています。 **限度額まで100%助成！**

1. 助成内容

合理的配慮を要する人の来店時の参入の
工夫を限度額まで助成します。(※予算の範囲内)

① コミュニケーションツールの作成費

② 物品購入費

③ 工事施工費

2. 助成金の対象となる事業所

最大津市内において、飲食、医療、店舗など、
不特定多数の人が利用する事業を行う事業所が
対象です。

※対象となる事業所は、申請書の提出時に
確認させていただきます。

※申請書に提出する写真等は、申請書の提出
と同時に提出してください。

※申請書の提出は、申請書の提出日より
1週間以内に行ってください。

※申請書の提出は、申請書の提出日より
1週間以内に行ってください。

3. 助成対象となるもの

上記(1)～(3)の区分ごとに、それぞれ項目を種類として
申請ができます。

コミュニケーションツールの作成費 助成限度額 5万円	分かりやすく伝えたり、伝え やすくするツールの作成	(※) 点字メニューの作成 点字メニューの作成 が目的であり、点字メニューが 作成された時点で申請はでき ません。
物品購入費 助成限度額 10万円	合理的配慮を要する人の 来店時の参入に必要となる	(※) 車椅子が通れるように 通路を拡張するための工事 は、申請書の提出日より 1週間以内に行ってください。 また、申請書の提出日より 1週間以内に行ってください。
工事施工費 助成限度額 20万円	合理的配慮を要する人の 来店時の参入に必要となる	(※) 補助金申請書の提出日より 1週間以内に行ってください。 また、申請書の提出日より 1週間以内に行ってください。

4. 申請から助成金交付までの流れ

申請は、①申請書提出 ②審査 ③オンライン申請のいずれかで受け付けています。

1. 申請書提出 → 2. 審査 → 3. オンライン申請 → 4. 申請書の提出 → 5. 申請書の提出 → 6. 申請書の提出 → 7. 申請書の提出

市内各種公と協賛所

4. 事業実績

	申請者	コミュニケーションツールの作成	価格	物品購入費	価格	施工工事費	価格	交付決定額
R5年度	18	1	47,001	14	993,805	8	1,273,220	2,314,026
R6年度	16	0	0	6	434,638	13	2,279,798	2,504,280

コミュニケーションツールには以下のものがあります。



写真上の表は、コンビニエンスストアなどで使われています。

写真下左は、軟骨伝導集音器で耳穴へ入れずに軟骨へあてるだけでよく聞こえます。

写真右下は、電子メモパッド、ブギーボードです。筆談に便利です。

5. 事業周知（理解啓発）の方法

・チラシ配布

商工会議所や、医師会、薬師会、接骨院などにチラシをおいてもらう。

・ホームページ掲載、ステッカー配布

毎年1回、市の広報誌に掲載し、ステッカーを配る



R4年アンケート実施 全く知らないと答えた市民69%、

「嫌な思い」を経験した障がい者の方がいる

今後の課題や方向性について事業者においては、

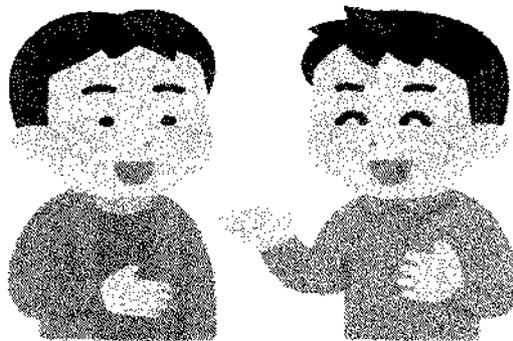
日々困っていたという経験と、この事業を利用して良かったと実感してもらう事

市としては、より思いあえるための想像力を高め広げ、共感し支え合える

まちづくりへ繋げていく事としている。

お互いの思いを、どのように伝え、伝わり、いかに暮らしやすさを一緒に創っていく。

「よく購入されるものは？」



「昇降台 デジタルメモパッド等です」

新型コロナワクチン健康被害支援金について

泉大津市では、新型コロナワクチン接種後に副反応（副反応疑いを含む）などで健康被害を生じ、国の予防接種後健康被害救済制度の申請をされる方を対象に、申請までにかかった医療費等の費用の一部を市独自の「支援金」として支給しています。

【独自の新型コロナ対策取り組みの経緯】

感染後の長引く咳・倦怠感・頭痛・耳鳴り・味覚異常など症状も色んな分野に広がり病院を転々とされる市民の相談も増える中で、西洋医学だけでは改善しないという状況もあって、東洋医学、統合医療を中心としたプログラムを作るためその分野に精通した医師を集めて勉強会などを実施して試行錯誤によって独自支援を構築しました。

【国の健康被害救済制度】

申請にはかなりのカルテを集めたり、いろんな労力が掛かるため、申請を断念する人も多く早期に負担軽減する事を目的に健康被害支援金の開始を決めました。

健康被害支援金を受けたい人は、国の健康被害救済制度申請が必要になります。

・相談体制の構築

身体的・精神的苦痛を軽減する為オンライン相談を始め包括的に支援を構築する

・改善プログラムの構築

医療費がかさみ経済的に苦しい方については、健康被害支援金等で対応

医療費（自己負担分）と文書費用や選定療養費（自費）の3/4に相当する額を支給する



泉大津市は、14.33km² 総人口は72300人余り JR、私鉄を利用して大阪や関西へいづれも20分程で交通の利便性もよく、毛布・繊維産業が盛んで、囲碁の街としても広く知られています。

地域によって様々な施策、優先順位も違いがありますが、どんな施策にも当事者の声協力者の存在が不可欠です。

今回の視察研修では、特に「暮らしやすい地域づくり推進事業」についてお話を聞きたくて参加いたしました。

多くの市区町村も暮らしやすい地域づくりに取り組んでおられますが、地域独自の取り組みについてはどのようなものがあるのかを知り、何か参考にできるものがないか、障害者差別解消法改正による合理的な配慮（合理的配慮）に対する市民の周知度、並びに周知方法などを含む事業開始の背景や目的など学んで参りました。

尼崎市では、尼崎市障害者差別解消啓発パンフレットが作成されホームページに掲載されております。

また各地域の保健福祉センターでも紙冊子が配布されていますが、障がい者への合理的配慮提供を促進する為の事業所や物販、飲食店などに対しての助成は枠組みとしては構築されているものの実際に、障害がない人ある人、高齢の人、ベビーカーを利用している人が、行きたいお店に行きたい場所に気兼ねなく行くことができるような具体的な助成制度が必要ではないかと思いました。

車椅子の友人と食事に行くとき、段差はあるのか、スロープになっているかトイレの利用など考慮すると個人経営の希望するお店にはいけないなどの話もよく耳にします。勿論、事業者側の理解も必要ですが行政としても事業者に対して具体的な支援の提案が必要だと思いました。

新型コロナワクチン健康被害支援金については、国の健康被害救済制度申請をした市民が対象となりますが、この申請がたくさんのカルテが必要であったり非常に手間がかかる為、断念してしまうことがないように申請までにかかった医療費の一部を市独自で支援している。後遺症改善プログラムを立ち上げて実行しているなど市民に寄り添った取り組みとして素晴らしいと思います。

同時に、非常に難しい取り組みだと考えられます。

医療費の一部の助成は出来ると思います。

後遺症改善プログラムについては、医師会の協力が必要で総合医療に造詣が深い医師を見つけなければならない事と、自律神経を整える・自己免疫力、自然治癒力の向上のために、栄養バランス食生活の見直し（栄養療法専門医）

身体のバランスを整える（ヨガ呼吸法）、プラーナエナジー、身体の上台を整える（整体コンディショニング）リラックス、血流・血行促進のための（アロマヒーリング・漢方茶/ハーブ茶・鼻うがい/足湯/血管マッサージなどでストレス緩和や症状改善を促す、このような大掛かりな取り組みを進めるには、時間・人手が足りないのが問題となりますが、後遺症に苦しむ市民のために今ある栄養相談や、健康相談などをもっと広げていきながら何が必要なのか何ができるのかを考えていかなければならないと再認識した視察研修となりました。

令和4年10月から開始。長引く通院などで生じる経済的・肉体的・精神的負担を軽減し、また、国の健康被害救済制度の申請を断念することなく、ワクチン接種後の健康被害による不安を早期に軽減する目的で開始。

対象者 新型コロナウイルス接種を受けた泉大津市民で国の予防接種後健康被害救済制度による医療費・医療手当の救済申請を行い、市が申請を認められた人。

支援金額 治療に要した医療費（自己負担分）及びその申請に係る文書費用などの4分の3に相当する額。

泉大津独自

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
(国) 救済制度申請※	5件	2件	3件	2件	12件
(市) 健康被害支援金申請	—	7件	3件	2件	12件

※参考【健康被害救済制度 認定件数】

認定 5件 5件 2件